

福祉施設における対策状況

1. 職員等への対応について

- (1) 職員、子ども、障害者や高齢者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底すること。
- (2) 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。
- (3) 面会については、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- (4) 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

2. 利用者への対応について

- (1) 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦については、37.5°C以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
- (2) これら以外の者は、37.5°C以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
- (3) 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）」のP50からのインフルエンザの項での対応も参考としつつ、感染拡大に留意すること。

具体的には、

- ・疑いがある利用者を原則個室に移すこと。
 - ・個室が足りない場合については同じ症状の人を同室とすること。
 - ・疑いのある利用者にケアをする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること
 - ・罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。
- (4) 疑いがある利用者とその他の利用者の介護等にあたっては、可能な限り担当職員を分けて利用すること
 - (5) 上記のほか、通所・短期入所施設にあつては、発熱により利用を断った利用者については、当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。

3. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、協力医療機関に相談し、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ①情報共有・報告等の実施
- ②消毒・清掃等の実施
- ③濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

【発生時の初動対応】

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の家族等に報告を行う。

4. 市の役割

P C R検査の結果、陽性が報告された場合は、新潟県や上越保健所と十分に連携の上、県が行う疫学的調査の中で濃密接触者に関する調査に協力するとともに、介護サービスの提供に際しては、必要となる代替サービスの確保等、利用者支援の観点から、居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるよう調整を行う。